

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



アスベスト対策事業
アスベストの調査費用を補助します

市では、アスベストによる不安を解消するため、建築物のアスベスト調査にかかる費用の一部を補助します。

■対象者

次の要件すべてに該当する建築物に対し、専門の分析機関に委託してアスベスト調査を実施する建築物の所有者。

- アスベストまたはアスベストが含まれている可能性のあるロックウールなどの、吹き付け工法を行っている建築物
- 延べ床面積500平方メートル以下の建築物

- 市内にある建築物
■対象となる調査
- ①飛散性アスベストの成分検査
- 定性分析(アスベスト含有の有無を調べる検査)
- 定量分析(アスベストの含有量を調べる検査)
- ②飛散性アスベスト使用個所の浮遊粉じん測定調査
- 室内の空気中の浮遊繊維状粒子の計数検査
- ※平成18年3月31日(金)までに調査が完了するものに限ります。

■補助金の額

- 補助対象経費の2分の1以内(1000円未満は切り捨て)。各調査の限度額は次のとおりです。
- 定性分析のみの場合
2万2000円
- 定性分析と定量分析の場合
3万8000円

○浮遊繊維状粒子の計数検査の場合 1万8000円

■申込方法

申し込みの前に、市庁舎別館の環境課、または各総合支所の総務課で事前相談を受けてください。

その際、建築物の建築年月や構造がわかる資料(設計図書などの図面、施工個所の写真など)をお持ちください。これらの資料は、申し込み時に必要となります。

■受付期間

平成18年3月31日(金)まで、予算の範囲内で先着順に受け付けます。

■悪質業者にご注意ください

市では、訪問や電話によるアスベスト調査の勧誘や、業者へのあっせんなどを行っていません。悪質業者による調査のトラブルには、十分気をつけてください。

■問合せ

- 市庁舎別館環境課
水・環境保全係
TEL0897-52-1382
- 東予総合支所総務課
総務調整係 (内線311)
- 丹原総合支所総務課
総務調整係 (内線280)
- 小松総合支所総務課
総務調整係 (内線213)

11月の市税ごよみ

18日 市県民税第3期分および国民健康保険税第4期分の督促状の発送

30日 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

個人事業者の皆さんへ
消費税の申告と納税、簡易課税制度のお知らせ

平成15年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者の方は、平成17年分消費税の課税事業者となり、平成18年3月31日(金)までに、平成17年分の消費税の申告と納税が必要となります。消費税の課税事業者に該当する方は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

平成17年から新たに課税事業者となった方で、簡易課税制度を選択される方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を12月31日(土)までに税務署へ提出してください。消費税簡易課税制度選択届出書の内容を誤って提出している場合は、「取下書」を12

月31日(土)までに、税務署へ提出してください。詳しくは、伊予西条税務署 (TEL0897-56-3290)へお問い合わせください。

年末調整説明会

伊予西条税務署では、次の日時・場所で年末調整説明会を開催します。

説明会では対象地域を設定していますが、対象地域以外の方でも、ご都合の良い日にご来場いただけます。

■対象地域・日時・場所

- 旧西条市内の法人事業者
11月22日(火)
10時~12時
総合文化会館
- 旧西条市内の徴収義務者
11月22日(火)
13時30分~15時30分
総合文化会館
- 旧東予市・丹原町・小松町の法人事業者・徴収義務者
11月24日(木)
13時30分~15時30分
中央公民館

■説明会で必要な物

説明会には、事前に税務署が送付した封筒と書類などをお持ちください。

- 問合せ 伊予西条税務署
TEL0897-56-3290